

学生の皆さんへ

四国医療専門学校
教務部
学務部
保健安全委員会

【感染症に対する対応について（第4報）】

安全な学校生活の維持や基礎疾患を持っている方もいるため、引き続き以下の通り対応をお願いします。

1. 基本的な感染症対策の実施について

- ・来校時には、玄関入り口に設置してあるアルコール消毒液を使用して、手指消毒を実施して下さい。
- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を実施して下さい。
- ・感染症予防のため、マスクの着用を推奨します（風邪症状や感染症の方と長時間接触した方はマスクを着用して下さい）。
- ・咳やくしゃみをする際には、マスクやティッシュ、ハンカチなどで口や鼻を押さえるなど咳エチケットを確実に行って下さい。
- ・大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、窓やドアの開放を行って、常時換気を実施して下さい。

2. 症状のある場合について

- ・体調不良（発熱・咳・喉の痛み・鼻汁・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢等）の方は、登校を控えて、医療機関の受診をして下さい。
- ・上記に該当する場合に、登校を控える期間は、次のとおりです。当該期間を過ぎれば、登校が可能です。
 - ① 体調不良の症状がある程度収まり、感染症が否定された場合
 - ② 発熱については、解熱後 24 時間を経過するまでは登校を控えて下さい。
 - ③ 各種感染症に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則に定めた期間までは登校を控えて下さい。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、発症日を 0 日目として 5 日間かつ症状軽快*後 1 日を経過するまでは登校を控えて下さい。
*症状軽快とは、解熱剤を使用せず解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。無症状の場合は 5 日を経過するまで。
 - ⑤ インフルエンザは、発症日を 0 日目として 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで。
* 発症日が明らかな場合などは、学校医の判断に従ってください。
 - ⑥ ウイルス性（細菌性）胃腸炎については、感染力が強いため、下痢や嘔吐の症状が落ち着くまでは登校を控えて下さい。
 - ⑦ マイコプラズマ肺炎は、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで、かつ解熱した後 2 日を経過するまで。

3. 臨床実習・臨地実習等について

- ・十分な感染予防対策を行って往来して下さい。
- ・朝晩に検温等の健康観察を行い、体調不良の場合は、所属学科の担任等へ連絡をして下さい。
【注】各実習施設で実習受け入れの条件がありますので、実習施設の指示に従うようにして下さい。

4. 普段の外出の際に留意すべき事項について

- ・外出する場合は、感染予防対策を行って移動して下さい。
- ・会食・外食等は感染予防に注意をはらって下さい。
- ・外出先から戻ったら、手洗いをしっかりと行って下さい。

5. 感染していると診断された場合について

- ・感染した場合は、速やかに所属学科の担任に、経過等を含めて報告をして下さい。
- ・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、不織布マスクの着用を推奨します。発症後 10 日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、引き続きマスクの着用をお願いします。